

## 第2章 共助

大規模な地震の直後は、行政機関が十分に機能しません。阪神・淡路大震災では、生き埋めになり救助された人の98%が自助と共助によって助けられました。

災害時には、まず自分や家族の安全を確保したうえで、隣近所の安否確認や救出活動など、地域で支えあい、助け合いましょう。

### 1. 自主防災組織等

#### (1) 赤十字奉仕団・地域振興会

東成区では赤十字奉仕団・地域振興会（連合振興町会）が中心となって地域の自主防災活動を担ってきました。毎年全地域において実施する震災訓練を柱に、さまざまな取り組みをおこなっています。

##### 平成21年度

「東成区防災マップ」を作成し各連合に配付

##### 平成22年度

「東成区市民防災マニュアル」を作成し全会員に配付

##### 平成23年度

災害時の安否確認カードを兼ねた団員・会員章を作成し、全会員に配付しました。これは、安否確認をスムーズに行うための取り組みで使用法は以下のとおりです。

#### 【安否確認カードの使い方】

①ふだんは「地域振興会会員」「赤十字奉仕団団員」の面を出してかけておく。

②災害のとき無事だった場合は裏返し、「安否確認」の面にする。

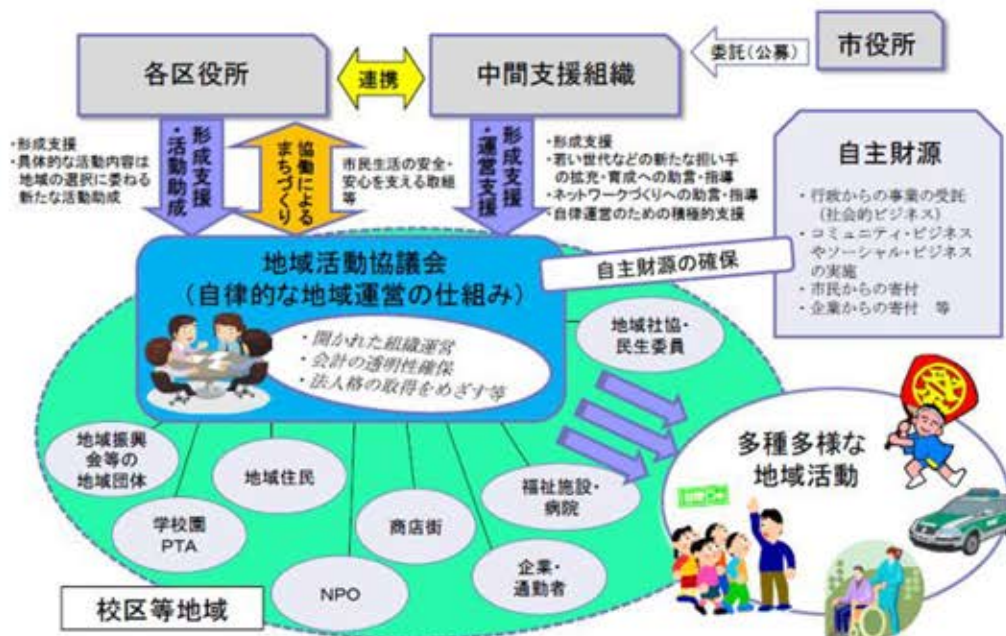
③安否確認に来た人がそれを見て安否を確認。裏返っていない場合は声をかけて直接安否を確認する。





#### (4) 地域活動協議会

地域活動協議会とは、小学校区を基本単位として、地域の多様な団体が集い、地域の活性化に向けて、地域活動や課題解決に取り組む地域運営の仕組みです。東成区では、これまで培われてきた「つながり」と「きずな」を活かし、より豊かな地域コミュニティづくりをめざして、全小学校区で地域活動協議会が形成されました。こうした取り組みはそのまま地域の防災力の向上に直結しています。



地域活動協議会のイメージ図

## 2. 地区防災計画

平成 26 年から地域が主となって「地区防災計画」の作成に取り組みはじめています。

地区防災計画とは、地域コミュニティが主体となり、地域の特性をよく知る地域住民が話し合いながら作成する、実情に即した地域密着型の防災計画です。

地域で想定される災害についての検討を行い、日頃の備えの大切さや災害発生時の具体的な行動内容を決めて、平時は防災訓練や防災意識を高めるためのツールとして活用でき、いざという時には災害時対応マニュアルとして使用できるものとなります。



### 3. 災害時の初期消火・救助活動

大災害の初期は、大規模な家屋倒壊や火災が同時多発的に発生するため、消防署の対応が難しくなります。人命救助では「72時間」が生死の分かれ目だと言われ、地域住民による初期消火、救助活動がきわめて重要になります。

地域防災リーダーを中心に、最寄りの保管場所にある消火器、可搬式ポンプ、救助資器材などを活用して、初期消火・救助活動にあたりましょう。



可搬式ポンプ操作訓練（大成地域）



倒壊家屋からの救出訓練（中道地域）



消火器操作訓練（宝栄地域）



ジャッキアップ救出訓練（今里地域）

## (1) 救助資器材

災害時避難所(小中学校)、区役所、可搬式ポンプ収納庫に保管しています。

バール(3)、シャベル(4)、救急セット(1)、のこぎり(3)、ロープ(1)、布担架(1)、ジャッキ(2)、かけや(1)
--

## (2) 可搬式ポンプ収納庫

地域名	可搬式ポンプ・救助用資器材保管場所	
東小橋	東小橋公園	東小橋 2-1
	丸小市場連合(株)	東小橋 3-20
大 成	大成小学校	大今里西 3-2-62
	平戸公園	大今里西 2-6
今 里	今里小学校	大今里 1-35-29
	今里西之口公園	大今里 3-17
	東成消防署	大今里西 1-27-13
中 道	東小橋北公園	東小橋 1-9
	玉津公園	玉 津 1-11
北中道	北中道中央公園	中 道 4-5
	北中道小学校	中 道 2-9
中 本	南中本公園	大今里西 1-10
	中本小学校	中 本 4-2-32
東中本	東中本公園	東中本 3-15
	千間川公園	中 本 1-1
	神路公園	東中本 2-12
神 路	神路小学校	大今里 4-6-19
	大今里ふれあい公園	大今里 2-35
	相生中学校	神路 2-8-16
深 江	南深江公園	深江南 2-9
	西深江公園	深江南 1-7
片 江	片江小学校	大今里南 2-13-2
	今里南公園	大今里南 1-26
	大今里南公園	大今里南 4-15
宝 栄	阪陽公園	深江北 1-10
	東深江公園	深江北 3-16

## 4. 防災訓練・学習会

### (1) 震災訓練

毎年、全11地域において、震災訓練が実施されています。災害時避難所施設の開錠（※）、安否確認、炊き出し、初期消火、応急救護などをはじめ、さまざまな訓練メニューを実施しています。日頃から訓練をしておかないと、いざという時に行動できません。積極的に参加し、自助・共助の力を高めましょう。

※ 災害時に区役所・学校職員が不在でも地域だけで災害時避難所が開設できるような地域の担当者が校門・体育館等の鍵を日常的に管理しています。



震災体験者から避難生活の心構えなどを聞く講演を実施（東中本地域）



災害時に医療の優先度を判定するトリアージ観察訓練（中本地域）

### (2) 防災学習会、図上訓練（DIG）、マップづくり

災害に対応するためには、敵（災害）を知り己（自分たちのまち）を知ることが大切です。災害の基礎知識についての学習会、まちの強み・弱みや災害時の対応を地図の上で考える「災害図上訓練（DIG）」、実際にまちを歩いて確認した内容を地図にまとめる「防災マップづくり」など、さまざまな取り組みが地域で進められています。地域の人同士の関係づくりのためにもぜひ参加しましょう。



まちの強み・弱みを考える図上訓練（北中道地域）



避難所開設ワークショップ（東中本地域）

### (3) 地域防災活動の担い手の育成－防災教育の充実

地域の高齢化、若い世代の地域活動への参加者が少ないなど、地域防災活動の担い手の高齢化や不足、継承などの問題があります。

小中学校と連携し、地域の人々と共に行う防災訓練を授業に取り入れたり、子ども向けの防災イベントを開催する等、地域防災活動の担い手の育成に向け、児童・生徒やその保護者等、若い世代の参画を促していく必要があります。



三角巾での応急処置を学ぶ  
(片江小学校)



防災イベント  
(東小橋地域)

### (4) 共に支え、多様な人たちが助け合う防災活動へ

自分たちで自分たちの地域を守るためには、多様な人たちが持っている日常生活で培われた視点や生活者としての知識・経験が災害を乗り越えるための大きな力になります。

防災活動は、女性や高齢者、障がいのある人などの多様な主体の参加・参画を促進し、誰もが発言しやすい環境を作っておく必要があります。

平時にできないことは災害時にはなおさらできません。日頃から多様な人たちの意見を取り入れ、共に防災活動を行えるようにしましょう。



地域住民が協力して炊出訓練を行う  
(大成地域)



多様な人々が参画した避難所運営について  
考えるワークショップ  
(神路地域)

## 5. 避難所の開設・運営

災害時避難所では多くの人たちが共同生活を送ります。プライバシーの確保が難しいなど、不自由なことが多くありますが、お互いに協力しあい、譲り合うことが大切です。

災害直後で、区役所・学校の職員が不在のときは、地域だけで避難所を開設・運営する必要があります。女性や高齢者、障がいのある人など、多様な人たちが参画した避難所運営委員会を開き、生活のルールや役割分担などを決め、それに基づいて運営しましょう。

### 避難所での生活ルール(例) ※発災後一週間後頃

この避難所の生活ルールは次のとおりです。

- 1 この避難所は地域の防災拠点です。
- 2 避難者はお客ではありませんので、みんなで協力して避難所を運営しましょう。
- 3 この避難所の運営に必要な事項を協議するため、区役所担当者、施設の管理者、避難者の代表等からなる避難所運営委員会（以下「委員会」という。）を組織します。
  - 運営委員会は、毎日午前 時と午後 時に定例会議を行うことにします。
  - 運営委員会の運営組織として、総務部、管理部、救護部、食料部、物資部等を避難者で編成します。
- 4 避難所は、電気、水道などライフラインが復旧する頃を目処に閉鎖します。
- 5 避難者は、家族単位で登録する必要があります。
  - 避難所を退所するときは、被災者管理班に転出先を連絡してください。
  - 犬、猫などの動物類を室内に入れることは禁止します。
- 6 校長室、職員室、保健室、調理室など施設管理や避難者全員のために必要となる部屋又は危険な部屋には、避難できません。
  - 「立入禁止」、「使用禁止」、「利用上の注意」等の指示、張り紙の内容には必ず従ってください。
  - 避難所では、利用する部屋の移動を定期的に行います。
- 7 食料・物資は原則として全員に提供できるまでは配布しません。
  - 食料・物資は避難者の組ごとに配布します。
  - 配布は避難所以外の近隣の人にも等しく行います。
  - ミルク・おむつなど特別な要望は、食料物資班が 室で対処しますので、申し出てください。
- 8 消灯は、夜 時です。
  - 廊下は点灯したままとし、体育館などの照明を落とします。
  - 職員室など管理に必要な部屋は、盗難などの防止のために、点灯したままとします。
- 9 放送は、夜 時で終了します。
- 10 電話は、午前 時から午後 時まで、受信のみを行います。
  - 放送により呼び出しを行い、伝言します。
  - 公衆電話は、緊急用とします。(携帯電話も所定場所以外での使用は禁止)
- 11 トイレの清掃は、朝 時、午後 時、午後 時に、避難者が交代で行うことにします。
  - 清掃時間は、放送を行います。
  - 水洗トイレは、大便のみバケツの水で流してください。
- 12 飲酒・喫煙は禁止します。また、裸火の使用は禁止とします。



## 6. 要配慮者、避難行動要支援者への支援

災害時には、特に配慮が必要な人や自力では避難できない人も多くいます。いざという時の避難やその支援の方法について、日頃から隣近所で確認したり、地域での支援体制づくりを進めることが重要です。

また、要配慮者等の方々も災害が起こるとどんな危険があるのか、どう行動したらよいかを考えておくなど、日頃から災害に対する「心構え」を持っておきましょう。

### (1) 避難行動要支援者（※）名簿づくり

避難を支援するためには要支援者の所在や状況を日ごろから把握しておくことが大切です。東成区では、住民の方に「要支援者」や「支援者」として登録するよう呼びかける「助け愛カード」などの取り組みを進めてきた地域もあります。また、日常的な高齢者の見守り活動である「おまもりネット」が全地域で取り組まれています。

※避難行動要支援者とは…要配慮者のうち、自ら避難する事が困難な人でその円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援が必要な人

### (2) 東成区役所が保有する避難行動要支援者情報の提供について

地域の多様な団体・個人から構成され、自主防災組織が確立し、自主防災活動（避難行動要支援者への支援）を実施しているなど、一定の要件が整った自主防災組織に、東成区役所が保有する避難行動要支援者名簿の情報を提供し（※）、地域防災活動に役立てます。※事前に避難行動要支援者本人の意思確認を行い、同意を得られた情報を自主防災組織に提供します。

### (3) 災害時避難所における要配慮者のための福祉避難室について

災害時避難所に避難してきた高齢者、障がいのある人、妊産婦、傷病者などの特に配慮を要する方のための避難スペースとして、災害時避難所内に福祉避難室を確保するなど、多様なニーズへの配慮が必要です。

## 7. 地域と企業との連携

地域の自主防災組織が共助の要であることはいまでもありませんが、災害時に企業が地域に「提供できる」「提供できるかもしれない」支援内容を登録してもらい災害支援目録への登録など、さまざまな人材・施設・設備・備品を保有する企業・学校等の協力を得ることで、地域の防災力はさらに高まります。地域と企業との連携を強めていくことが重要です。

### (1) 各地域での取り組み

災害時の救助資器材の貸し出しや避難場所の提供などについて、地域でも独自に企業・学校等と話し合いを進めています。地域の防災訓練に参加している企業もあります。企業との日常的な連携を進め、地域の防災力を高めていきましょう。



専門学校と連携した負傷者搬送訓練

(中本地域)